

発議第17号

令和元年11月29日

木津川市議会議長 山本 和延 様

提出者	木津川市議会議員	森本 隆
賛成者	木津川市議会議員	高味 孝之
	木津川市議会議員	酒井 弘一
	木津川市議会議員	柴田はすみ
	木津川市議会議員	福井 平和
	木津川市議会議員	山本しのぶ

ゴルフ場利用税の現行制度堅持を求める意見書について

上記の議案を、地方自治法第99条及び木津川市議会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

ゴルフ場利用税の現行制度堅持を求める意見書（案）

ゴルフ場利用税は、都道府県税として納付され、その税収のうち7割がゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されています。その規模は、平成29年度決算において全国で315億円にものぼります。本市への交付金額は、平成30年度決算額において6,078万円であり、本市にとっても貴重な税財源となっています。

ゴルフ場所在市町村には、ゴルフ場へのアクセス道路の維持管理、治水等の防災対策、ごみ処理・水質調査等環境対策といったゴルフ場が所在することによる行政需要に対応しています。

そのような中で、現在、令和2年度税制改正におきまして非課税枠を「18歳未満の者」から「30歳未満の者」、「70歳以上の者」から「65歳以上の者」へそれぞれ拡大することが検討されていますが、実施された場合、税収の大幅な減少が予測されており財政力の脆弱な市町村にとって、大きな影響が及ぶだけでなく、制度廃止にもつながりかねません。

よって、国におかれでは、ゴルフ場利用税がゴルフ場所在市町村にとって重要な財源であることを改めて認識いただき、現行制度を存続されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 月 日

木津川市議会議長 山本 和延

提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣